



ニチアス（株）製繊維混入けい酸カルシウム板を用いた軒裏・間仕切壁の

準耐火性能試験等における不正受験について

平成19年10月30日

国土交通省

住宅局建築指導課

住宅生産課

1. 概要

- ・ニチアス（株）が製造した繊維混入けい酸カルシウム板を使用した軒裏の準耐火性能試験及び間仕切壁の耐火性能試験において、試験結果に有利となるよう、規定よりも含水率の高い繊維混入けい酸カルシウム板等を用いた不正な試験体を使用して試験に合格し、大臣認定を受けていた構造方法が少なくとも16件あったことが判明した旨、同社から国土交通省に報告がありました。

2. 該当する準耐火構造の軒裏・耐火構造の間仕切壁の一覧

- ・別紙のとおり。

3. 国土交通省の対応

(1) 大臣認定の取消し

- ・別紙に記載した認定を受けた構造方法（20件）のうち、ニチアス（株）の自主試験で耐火性能を満足しない旨届出のあった軒裏・間仕切壁の構造方法16件の認定を本日付けで取り消す。また、残りの4件については、同社の自主試験では準耐火性能が確認されているものの、改めて性能評価機関において性能評価試験を行うよう依頼し、準耐火性能の確認を早急に行うとの報告を受けており、その結果を確認した上で必要な措置を講じる。

(2) ニチアス（株）への対応

国土交通省より、ニチアス（株）に対して、次のことを指示する。

- ・別紙に掲げる軒裏・間仕切壁の構造方法に係る認定の取消し後、その旨を取引先等の関係者に対して早急に周知徹底すること。
- ・当該軒裏・間仕切壁が使用されている、建設中又は既存の建築物については、建築基準法令に適合しないものを特定するとともに、当該建築物の建築主等に連絡し、改修等の必要な対策を講じること。また、特定された建築物の概要（物件名、所在地等）及び講じた対策の結果を国土交通省と所管の特定行政庁に報告すること。
- ・今回の不正受験の原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報告すること。
- ・相談窓口を設けること。

(3) 指定性能評価機関への対応

- ・国土交通省より、準耐火性能試験等の試験を行った指定性能評価機関に対して、今回の不正受験の原因究明及び再発防止策の検討を行い、その結果を国土交通省まで報告するよう指示する。

(4) 地方公共団体・民間確認検査機関への対応

- ・国土交通省より、特定行政庁・指定確認検査機関に対して、建築確認の審査中の物件について、当該軒裏・間仕切壁を使用していることが明らかになった場合は、当該物件の申請

者たる建築主にその旨を伝え、審査を保留し、適法な構造方法に変更させるよう通知する。
また、当該建築物の概要及び講じた対策の結果を、速やかに国土交通省に報告するよう通知する。

- ・国土交通省より、特定行政庁に対して、既存の建築物において当該軒裏・間仕切壁が使用されている物件のうち、建築基準法令に適合しないものについてはニチアス（株）からの報告等を受けて是正が行われたことを確認し、その内容を国土交通省に報告するよう通知する。

(5) 消費者への情報提供や相談窓口の設置

- ・消費者への情報提供を行うために、関係団体等に対し、周知するとともに、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに次の消費者の相談窓口を設置する。

電話：03-3556-5147 <相談時間>午前10時～12時、午後1時～5時（土日除く）

今後、同社からの原因究明や再発防止策についての報告等を踏まえ、法令遵守のための必要な措置を講じるとともに、同様の不正受験が起こらないように再発防止策について、検討することとしたい。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課

住宅生産課

課長補佐 小野田 吉純 （内線 39-563）

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8514

課長補佐 浦口 恭直 （内線 39-413）

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8511

(別紙)

① ニチアス（株）が不正受験によって認定を受けた構造方法

(1) 10月30日付けで認定の取消しを行う構造方法

認定を受けた構造方法の名称	認定番号	認定年月日
準耐火構造の軒裏 (30分)		
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧パルプ混入セメントけい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0031	平成14年10月25日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0042	平成15年3月27日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0045	平成15年9月3日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0066	平成17年8月8日
準耐火構造の軒裏 (45分)		
通気見切り金物付化粧繊維混入セメントけい酸カルシウム板張／木造下地軒裏	QF045RS - 0012	平成13年11月9日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF045RS - 0036	平成15年2月28日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF045RS - 0041	平成15年3月27日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF045RS - 0046	平成15年9月3日
化粧溶融亜鉛めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF045RS - 0065	平成17年8月8日
準耐火構造の軒裏 (1時間)		
通気見切り金物付化粧繊維混入セメントけい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF060RS - 0015	平成14年4月15日
塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板製通気見切り金物・化粧パルプ混入セメントけい酸カルシウム板張／鋼製下地軒裏	QF060RS - 0026	平成14年8月22日
塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／鋼製下地軒裏	QF060RS - 0038	平成15年2月28日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF060RS - 0040	平成15年3月27日
塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／鋼製下地軒裏	QF060RS - 0057	平成16年6月23日
耐火構造の間仕切壁 (1時間)		
両面繊維混入けい酸カルシウム板・せっこうボード張／中空軽量鉄骨下地間仕切壁	FP060NP - 0002	平成13年2月15日
両面化粧繊維混入けい酸カルシウム板・繊維混入けい酸カルシウム板張／中空軽量鉄骨下地間仕切壁	FP060NP - 0005	平成13年3月23日

上記の表に掲げる構造方法の認定については、平成19年10月30日付で取り消すものとする。

(2) 今後、性能評価試験を行う構造方法

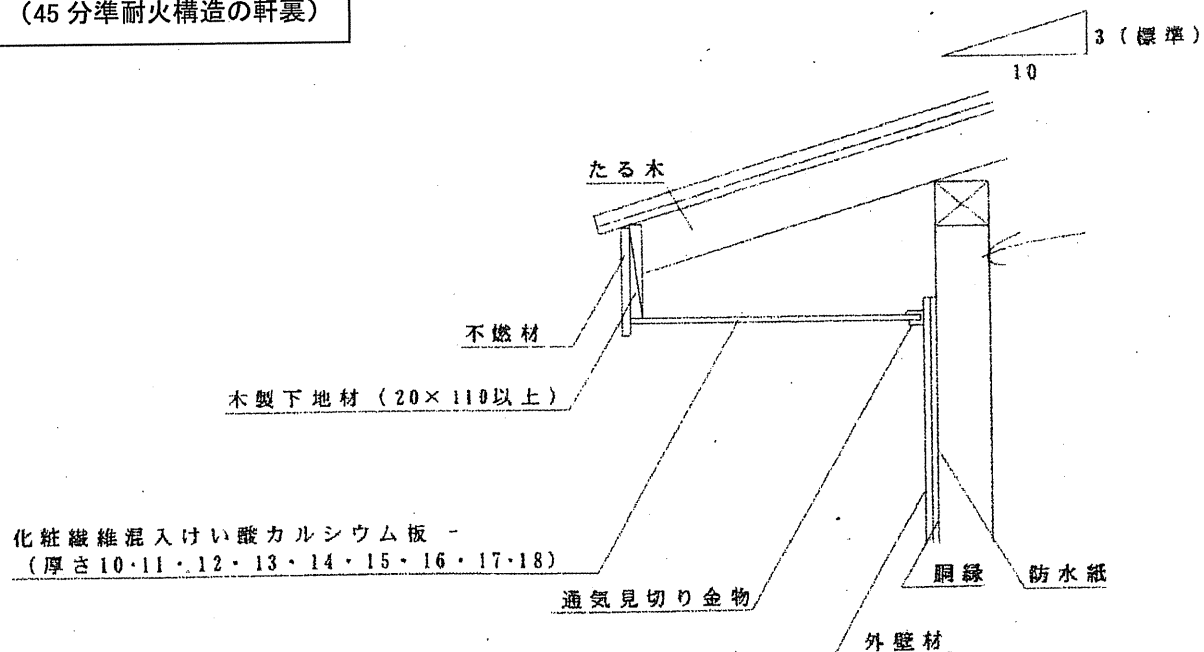
認定を受けた構造方法の名称	認定番号	認定年月日
準耐火構造の軒裏 (30分)		
通気見切り金物付化粧繊維混入セメントけい酸カルシウム板張／中空木造下地軒裏	QF030RS - 0010	平成13年10月10日
化粧有孔パルプ混入セメントけい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0025	平成14年8月22日
塗装溶融アルミニウムめっき鋼板製通気見切り金物・化粧繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0037	平成15年2月28日
化粧有孔繊維混入けい酸カルシウム板張／木製下地軒裏	QF030RS - 0039	平成15年2月28日

上記の表に掲げる構造方法の認定については、ニチアス（株）が自主試験を行ったところ、認定上必要な準耐火性能を満足しているため、早急に性能評価機関において性能評価試験を行い、準耐火性能の確認を行うとの報告を受けている。国土交通省としては、これらの構造方法等の認定については平成19年10月30日付の取消しの対象とはせず、ニチアス（株）からの報告を受けて必要な措置を講じることとする。

② 当該認定を受けている構造方法の代表例

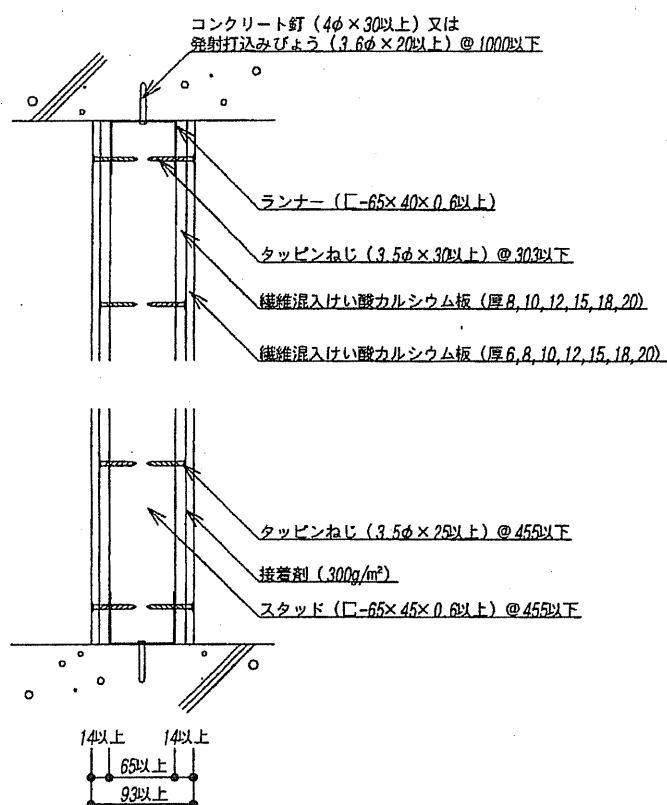
QF045RS-0046

(45 分準耐火構造の軒裏)



FP060NP-0005

(60 分耐火構造の間仕切壁)



③ 用語の説明

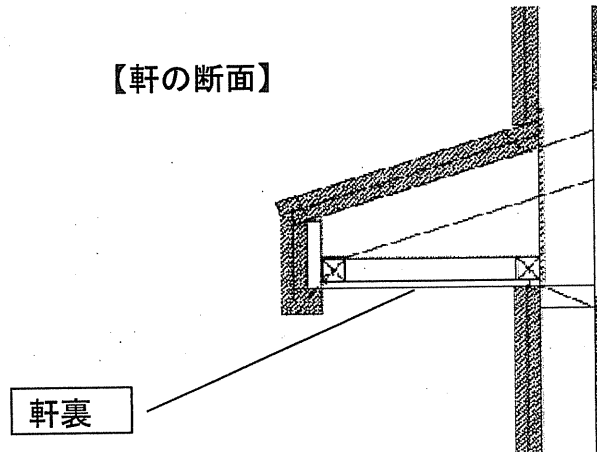
○繊維混入けい酸カルシウム板：

けい酸質材料を主原料とし、無機繊維を混入して成形した板。耐火被覆、防火被覆に用いられる不燃材料。（建築大辞典・第2版、彰国社）

○軒裏：

軒の下面。

【軒の断面】



○耐火構造：

通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するための性能を有する構造方法。耐火構造の壁、柱、床等について、当該性能を満たすためには、告示において規定される構造方法又は国土交通大臣の認定を受けた構造方法のいずれかに適合する必要がある。

○準耐火構造：

通常の火災による延焼を抑制するための性能を有する構造方法。壁、柱、軒裏等について、当該性能を満たすためには、告示において規定される構造方法又は国土交通大臣の認定を受けた構造方法のいずれかに適合する必要がある。

○指定性能評価機関：

国土交通大臣が行う構造方法等の認定のための審査に当たって必要となる、高度な検証方法（性能評価）を実施する機関。国土交通大臣の指定によって定められる。